

《論文》

「親のライセンス化」の代替策の検討（2）

— J. ウェストマンの青年期妊娠・出産規制論 —

帖佐 尚人

「親のライセンス化」の代替策の検討 (2)

—J.ウェストマンの青年期妊娠・出産規制論—

帖佐 尚人

和文抄録:「親のライセンス化」論は、子の出産・養育に先立って、全ての親に一定のライセンス取得手続きを要求することで不適格な親 (incompetent parent) を排除し、全ての子どもが適格性を有する親による保護・養育を受けられるようにすることを企図したもので、1980年にアメリカの倫理学者 H. ラフォレットが提唱して以降、賛否両論の活発な議論が展開された。しかし、実のところこの主張は極めて極端なものであり、あくまで思考実験レベルでの議論にとどまるものであると捉えるのが妥当であろう。そこで本稿では、この「親のライセンス化」の代替策、つまり親の権利制約をより少ない次元にとどめつつも、一方で児童虐待を事前的レベルで抑制し得る理論・制度を探求することを目的として、アメリカの児童精神医学者 J. ウェストマンの青年期妊娠・出産規制論を検討する。彼の主張は、別稿で取り上げた上記のラフォレットの代替的理論とは異なり、「親のライセンス化」という発想の実質的な放棄を試みている点で特徴的と言えよう。

Key Words : 親のライセンス化、親の教育権、児童虐待予防、J.ウェストマン

はじめに

「親のライセンス化」(licensing parents, parental licensing) 論とは、子の出産・養育に先立って、全ての親に一定のライセンス取得手続きを要求することで不適切な親 (incompetent parent) を排除し、全ての子どもが適切な親による保護・養育を受けられるようにすることを企図したもので、親の教育権行使の適正化を巡る、最も極端なバージョンの議論の一つである。そしてこの議論については、先駆的には1980年に倫理学者の H. ラフォレット (Hugh LaFollette, 1948-) が、論文「親のライセンス化」(“Licensing Parents”)においてこれを理論化・提唱した⁽¹⁾後、1990年代に児童精神医学者 J. ウェストマン (Jack C. Westman, 1927-) が、著書「親のライセンス化」(*Licensing Parents*, 1994)⁽²⁾の中でその具体的な制度構想を試みた。更に、2000年代に入ると、「親のライセンス化」の代替策、つまり親の権利制約をより少ない次元にとどめつつも、一方で児童虐待を事前的レベルで抑制し得る理論・制度の探求が進められつつある。

前回の論稿⁽³⁾では、こうした「親のライセンス化」の代替策の一つとして、ラフォレットが2010年の論文「親のライセンス化再考」(“Licensing Parents Revisited”)⁽⁴⁾で提示した、「限定的な」(limited) 親ライセンス・アプローチについて取り上げた。ここでのラフォレットの主張、すなわち親ライセンスを取得しなかった者への規制ではなく、親ライセンス取得者への税制優遇措置を講じることを内容とする彼のアプローチは、厳密には「親のライセンス化」の発想を捨象した訳ではないが、ライセンスの厳格な適用を放棄しているという点で、「親のライセンス化」の代替策に相当するものと捉えてよいであろう。

これを受けて本稿では、上記のラフォレットとは別の代替策を提示したものとして、ウェストマンの2009年著書『青年期－親連鎖の打破』(*Breaking the Adolescent Parent Cycle*)⁽⁶⁾を検討することとしたい。これらの著作の中でウェストマンは、不適格な親の代表格であり、かつ最も防止可能なものとしての「青年期の親」(adolescent parent)の規制に焦点を当てたライセンス化の代替策を展開しているが、これはラフォレットがあくまで「親のライセンス化」という発想を固持したのとは違い、ライセンス化の実質的な放棄を試みている点で特徴的と言えよう。

そこで以下、このウェストマンによる「親のライセンス化」の代替策に関して、①彼の2009年著書以前における代替策への言及を整理した上で、②2009年著書における代替理論、つまり青年期妊娠・出産規制理論の要点を分析・検討していく。

1 J.ウェストマンによる「親のライセンス化」の代替策 I ：2009年著書以前の著作から

「親のライセンス化」の代替策について、2009年著書以前にウェストマンは、冒頭で触れた1994年の著書『親のライセンス化』、及び1996年の論文「親のライセンス化の理論的根拠と実現可能性」(“The rationale and feasibility of licensing parents”)⁽⁶⁾で若干の言及をしている。

まず彼は、1994年著書の中で、「ライセンスを持たない親によるペアレンティングの否定に比べて、よりドラスティックでない手法も、(親が子を虐待せずに、適切に育てようとする一筆者注) 動機付けとして活用される、という主張が為されている」⁽⁷⁾として、より親の権利制約的でない「親のライセンス化」の代替策に対し一定の注意を払っている。そしてここで彼が、その一例として最初に取り上げているのが、親ライセンス取得者への税制優遇措置というラフォレット流の議論である⁽⁸⁾。しかしウェストマンは、この税制優遇措置について、「適切に子どもを保護し得るものと見なされるかもしれない」⁽⁹⁾といったんは肯定的に評価した上で、とは言え実際には、子を虐待するような「不適格な親」(incompetent parent)に対しては、何ら効果を発揮しないと批判する。すなわち、ウェストマンによれば、こうした不適格な親とは、そもそも総じて「無責任であり、諸々の支援サービスを受けようもしない」⁽¹⁰⁾のであって、たとえライセンスを取得しないことによって優遇措置を受けられないとしても、そのことにより子どもを儲けないという選択肢を採ったり、適切に子どもを育てようという動機付けに駆られたりする訳ではないのである。それゆえ、このような親ライセンス取得者への優遇措置を講じたとしても、依然として不適格な親という虐待発生リスクは存在し続ける、というのがウェストマンの主張である。

そのため、次に彼が取り上げるのが、社会保障番号(social security number)を活用した、要保護性の高い子ども及び虐待リスクの高い親の早期発見である。すなわち、子の養育に関与していない親(absent parent、シングルマザーの相手の男など)を含め、全ての親の収入及び養育費の支払い状況を把握することで、十分な養育費を得られていない貧困下の子どもを特定・保護するといったものである。また彼は、未成熟な親の防止のための教育的手法にも一定の評価を与えており、その具体例として、ロードランド州における「毎年の教育課程をクリアし、法令を順守し、妊娠を避け、薬物に手を染めなかった子どもに対しては、特別な学業支援を提供する」⁽¹¹⁾というプログラムを挙げている。そしてこれらを踏まえてウェストマンは、「家族を強化し、子どもに社会の価値を注入し、そして未来世代の生態学的・経済的な環境を保護しようとするいかなる努力でも、親たることに価値を置く機運を作り出すのを助けるものとなる」⁽¹²⁾と総括している。

ただしウェストマンは、この1994年著書及び1996年論文時点では、あくまで「親のライセンス化」にこそ、児童虐待の有効な事前規制策としての可能性を見出していた。それゆえに彼は、例えば1996年論文においては、次の引用文に示されるように、上述した諸代替策だけでは十全な虐待予防は困難であるとする立場を採っている。

家庭生活 (family life) の教育や指導、貧困の除去、青年期出産の防止、或いは虐待・ネグレクトから子どもを保護することに対する国家の意識の刷新 (spiritual renewal) は、不適格な親を持つ大部分の子どもを保護することにはならないであろう。と言うのもこのような親は、常習犯の場合と同様に教育や説得 (persuasion) には耳を貸さないのであって、そうであるがゆえにライセンス・プロセスが必要となるのである⁽¹³⁾。

以上のように、1990年代のウェストマンは、教育的措置を含む虐待の未然防止方法に一定の意義を認めつつも、それを補完するものとして、親ライセンス規制の必要性を指摘していたのである。ただし彼は、2009年著書の段階では、こうした「親のライセンス化」の主張を実質的に放棄し、その代替策としての青年期妊娠・出産規制理論を展開することとなる。この点については、節を改めて検討していくことにしよう。

2 J. ウェストマンによる「親のライセンス化」の代替策Ⅱ ：2009年著書における青年期妊娠・出産規制理論

(1) 2009年著書の概要と基本概念の整理

総ページ数573ページに及ぶウェストマンの2009年の著書『青年期・親サイクルの打破』は、次ページに示されるその目次からも分かるように、児童虐待や青年期妊娠・出産の今日的状況、問題分析の基礎理論、個人や家族、社会等に対してもたらす青年期妊娠・出産の影響、そしてその解決策の提示といった、極めて広範囲に及ぶ議論が展開されている。ここでそれら各内容の詳細な分析をすることはできないが、少なくともこの本によってウェストマンが、「親のライセンス化」に代わる虐待の事前規制施策として、青年期妊娠・出産規制を主軸とする理論を体系化したことは把握できよう。

ただし、実のところウェストマンは、この2009年著書を含め、その論文・著書内で「親のライセンス化」の放棄を明言したことはなく、そのためこの2009年の時点で、彼が「親のライセンス化」論をどのように位置付けているのかは必ずしも明確ではない。しかしながら筆者は、次の三点から、彼が「親のライセンス化」の事実上放棄し、2009年著書でその代替論を展開したものと捉えている。つまり、第一に彼は、先述の1996年論文を最後に、「親のライセンス化」を一切取り上げていないということ、第二に、彼の2009年著書は、「親のライセンス化」を主張した1994年著書と同じく、児童虐待の事前規制（一次予防）を問題意識としその具体的方策を模索していること、そして第三に、2009年著書の中で、彼は「青年期の親」(adolescent parent) を児童虐待の「最も予防可能な要因」(most preventable cause)⁽¹⁴⁾と位置付けて、その規制を主張していることである。このようにして彼は、恐らく「親のライセンス化」の実現可能性の点から、その主張を事実上放棄しつつも、それに代わるより実現可能なプランとしての青年期妊娠・出産規制を、2009年著書の中で展開していると解釈できるのである。このことを踏まえた上で、次に2009年著書の具体的な内容を検討していくが、最後に本項では、この本の鍵概念となっているadolescence及びparenthoodについて、簡単にその意味内容を整理しておくことにしたい。

まず青年期 (adolescence) という概念についてであるが、ウェストマンはこれを次の三つの段階に区分して捉えている⁽¹⁵⁾。すなわち、(i)12歳から14、15歳までの、いわゆる思春期 (puberty) を含む時期である青年前期 (early adolescence)、(ii)15、16歳から17歳までの青年中期 (middle adolescence)、(iii)18歳から21歳までの青年後期 (late adolescence) であり、その後成人期 (adulthood) の最初の段階である新生成人期 (emerging adulthood、21歳から24歳まで) へ至るとされる。ウェストマンは、この著書の中で、このうち③の青年後期や新生成人期の者が親となることもあまり肯定的には捉えていないが、それ以上に彼が問題視しているのが、(i)と(ii)の時期の子どもが妊娠・出産し、親となることについてである。

と言うのもアメリカでは、多くの州の法定成人年齢は18歳もしくは19歳とされている。そのため青年中期以前の、つまり18歳未満の子どもが親となる場合、その産まれてくる子どもは、(少なくとも出生時には) 合法的

【資料1】 J.ウェストマン『青年期—親連鎖の打破』（2009）の目次

第1部：問題	第6部：地域社会
第1章 アメリカにおける青少年のネグレクト	第19章 社会的階層と青年期就親
第2章 青年期妊娠・出産の動向	第20章 青年期の親への友達グループの圧力
第3章 親業の軽視	第21章 青年期の親への非行グループの圧力
第4章 逸脱した就親形態	
第5章 機能不全に陥った社会政策・サービス	第7部：文化
	第22章 青年期就親への文化的影響
第2部：理論的基盤	第23章 黒人の青年期就親
第6章 カオス／複雑性理論	第24章 ラテンアメリカ系の青年期就親
第7章 幼児期及び青年期の子どもの権利	第25章 アメリカインディアンの青年期就親
第8章 親の権利	第26章 イスラム教徒の青年期就親
	第27章 ミャオ族の青年期就親
第3部：人間の発達過程	第8部：社会
第9章 人間関係の発達：愛情の絆	第28章 青年期就親の社会への影響
第10章 青年期の発達	第29章 青年期の親のためのプログラム
第11章 新生成人期	第30章 失望・増長傾向
第12章 人生における一発達段階としての親期	
第4部：青年期の親のダイナミクス	第9部：解決策
第13章 青年期の親になる選択	第31章 青年期の妊娠・出産の防止
第14章 青年期就親の概要	第32章 親業の価値付け
第15章 就親の青年期の子どもへの影響	第33章 ペアレンティング・プランニング・チームと就親認証
第16章 青年期就親の子どもへの影響	第34章 養子縁組
第5部：家族	第10部：結論
第17章 青年期の親の家族	
第18章 青年期就親の家族への影響	

な親を持ち得ないこととなってしまうのである。また勿論、青年期の早い時期であればある程、精神的な発達も未成熟であると考えられる以上、その産まれてくる子どもは、親として必要な資質・能力の面で成人の場合よりも劣った親を持つことにもなる。こういった点から、ウェストマンは特に青年中期以前（18歳未満）の子どものケースについて、中心的に取り上げているのである。

一方で彼は、ペアレントフッド（parenthood）という概念を、この本の中で中心的な概念として位置付けている。ウェストマンのペアレントフッド論については、既に別稿⁽¹⁶⁾にて検討しているためここでの詳述は避けるが、彼によればこのparenthoodこそが、parentingやparentageといった類似の用語よりも、「親になること」そのものが内包する多様な意味の広がりをも十分に表現し得るものであるとされる。そのため、実際に彼は、その著作の中でこのparenthoodを様々な意味合いで使用しており、それらを整理すると次のようになる。

- ①父性及び母性の総称としてのparenthood = 「親性」
- ②「親へとなること」としてのparenthood = 「就親」
- ③成人期における一発達段階としてのparenthood = 「親期」
- ④権利ではなく、獲得された特権（privilege）としてのparenthood = 「親権」
- ⑤社会基盤ないし生涯を通じたキャリアとしてのparenthood = 「親業」

そこで本稿では、parenthoodの訳語を、このような①～⑤の中から適宜使い分けて用いつつ、以下でウェストマンの2009年著書に示される「親のライセンス化」の代替策を分析していこう。

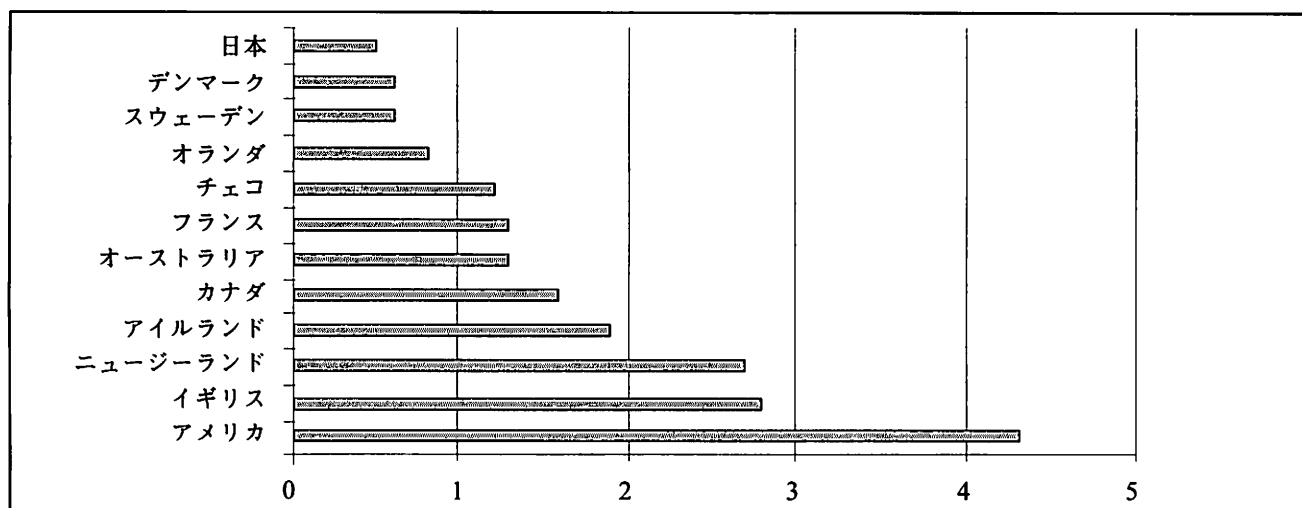
(2) アメリカにおける青年期妊娠・出産の状況

まずウェストマンは、今日のアメリカにおいて進行している家族間の格差 (gap in family)⁽¹⁷⁾によって、子どもが次の二つのグループに分断されつつあることを指摘する。つまり、教養があり裕福で、安全な地区に住む親を持つ子どもと、危険な地区に住む、より教養が無く貧しい親を持つ子どもである。これにより今日のアメリカの子ども達の間では、その健全な成長発達に必要とされる五つの基本要素——(i)養育的な親、(ii)安全な場所と時間の建設的使用、(iii)健康的な出生と発達、(iv)社会で求められるスキルと生涯学習のための効果的な教育、(v)他者との関わりの中で変化・成長する機会を得られているかどうか——にかなりの開きが生じてきており、ウェストマンによればこれら五つが満たされている子どもは全体の31%に過ぎない⁽¹⁸⁾。こうした中、子どもを不適格な親から保護していくことが重要な社会的課題として提起されるが、先述の通りこの不適格な親のうち、最も予防可能なものとして挙げられているのが青年期の親であり、現象としては青年期妊娠・出産 (adolescent pregnancy and childbirth) である。

ただしアメリカにおいて、現在この青年期妊娠・出産は、数値上は減少傾向を示していることに注意する必要がある。すなわち、1990年時点で1,000人あたり111人であった青年期 (15歳～19歳) の妊娠は、2002年には約28%減少して76人 (1,000人あたり) となっているのである。また妊娠中絶 (pregnancy termination) 数も、1,000人あたり35人から22人へと、この間に38%の減少を見せている。そして青年期妊娠の実数及びその内訳としては、2002年の推定数757,000件のうち57%が出産、29%が中絶、14%が流産 (miscarriage) となっている⁽¹⁹⁾。

このように、アメリカにおける青年期妊娠・出産は、その実数としては減少傾向を示しているが、とは言えさほど楽観視できる状況とまでは言えない、というのがウェストマンの立場である。つまり、少なくとも2002年時点では、アメリカで40万人以上の青年が子どもを産んでいることは確かなのであるし、また表1からも分かるように、各国との比較においても、アメリカは青年期出産率の点でかなり高い数値を示しているのである。

【表1】2002年における青年期 (15歳～19歳) 出産率の各国比較



Jack C. Westman, *Breaking the Adolescent Parent Cycle: Valuing Fatherhood and Motherhood*, University Press of America, 2009, p.23, Figure 2.3をもとに作成。

このようにアメリカでは、依然として青年期妊娠・出産が看過できない問題となっている。そしてこうした青年期の子どもが親へとなるのが、児童虐待やネグレクトを起こすような不適格な親を生み出す、大きな要

因になっているというのがウェストマンの見解である。つまり彼によれば、「適格性を有する親」（competent parent）とは次の要件を満たすものである⁽²⁰⁾。

- ①自分自身の生に対する責任を負うことができること
- ②自身の子に衣食住を提供することができること
- ③自身の子に健康管理と教育を用意することができること
- ④自身の利益の幾らかを、自身の子のために犠牲にすることができること
- ⑤自身の子の行動に限度を設けることができること
- ⑥自身の子に将来への希望を与えることができること

そしてこのような「適格性を有する親」とは、誰もが自然になれるといった類のものではなく、しかるべき能力やスキル、道徳性や態度等を身に付けることで達成していくものである。それゆえウェストマンによれば、いまだ発達途上にある青年期の子どもが親になることは基本的に不可能であり、専らこれを制限・防止していくことが、生まれてくる子どもにとっても、青年期の子ども達自身にとっても、また社会にとっても重要となるのである。

(3) ウェストマンの青年期妊娠・出産規制論とその示唆

以上のような青年期妊娠・出産への対策として、ウェストマンが挙げているのが①予防（性教育や防止キャンペーン）、②規制（就親認証制度とペアレントフッド・プランニング・チーム）であり、かつこれが、取りも直さず児童虐待の事前規制にも繋がるものだとするのが、ウェストマンの議論の要点である。以下この各々について、簡潔に整理していこう。

まず、①については、1996年から開始された連邦政府の取り組み「10代妊娠防止のための全国キャンペーン」（National Campaign to Prevent Teen Pregnancy）⁽²¹⁾や、各州及び各学校での教育プログラムや諸施策を紹介し、その現状や成果について分析している。ここでは、その一例として、青年期妊娠・出産が深刻なアメリカで草の根的に誕生・発展した学校拠点型保健センター（school-based health center, SBHC）を挙げておきたい。このSBHCは、文字通り学校内に居を構える保健医療機関であり、看護師や医師等の専門家が無料もしくは格安で、設置校の児童生徒に性保健サービスを含む諸保健医療サービスを提供するものである⁽²²⁾。2012年12月現在で全米に約2,000箇所設置されており⁽²³⁾、ウェストマンもこうしたSBHCの性保健サービスを始めとする、様々な青年期妊娠・出産の予防施策の重要性を、次のように指摘している。

「良き社会」（good society）の創造を目指す公共政策は、一般に教育や雇用、賃金の刷新を強調する。しかしこれらのいかなる努力も、全ての子どもに適格性を有する親がいることを保証しない限り、何ら効果を発揮しない。……我々の社会の問題防止は、子の出産に先立って開始されなければならないのである⁽²⁴⁾。

そして、こうした予防活動との両輪で機能するのが、②の規制、つまり様々な予防施策にもかかわらず、実際に青年期の子どもが妊娠した場合の対応である。ここでウェストマンは、アメリカの現行の出生証明（birth certificate）制度を活用し、出生届を受理する際の手続き内に、当該親が青年期の親かどうか、適格性を有する親として子どもを養育可能かどうか、また成人の場合でも長期的な福祉依存性がないかどうか等の審査を併せて行なうことを提案している⁽²⁵⁾。これが彼の言うところの就親認証制度（certification of parenthood system）であり、この制度に基づき、不適格な親となり得ることが疑われた場合には、児童福祉関連の専門家から構成されるペアレントフッド・プランニング・チーム（Parenthood Planning Team）がカウンセリングを実施し、その中で軽度の場合は親トレーニング講習の受講や祖父母等親族への親権の一時委託、深刻な場合には養子縁組や里親委託といった、今後の取るべき方向性を決めていくこととなっている。

その手続きの大まかな流れは下記の通りであるが、このような就親認証制度による青年期妊娠・出産対応策は、全ての親に一定の制限を課すのではなく、基本的には青年期の子どもが親になることを規制の対象として

いる点で、まさにウェストマンが「親のライセンス化」の代替策の柱として提示したものと捉えられよう。

【資料2】 就親認証制度の手続きの概要

- 1 保護を必要とする依存的な親を、可能な限り早期に特定する。妊娠診断、及び出生前ケアや病院・助産院への入院の開始が、親の年齢を確認し、児童虐待・ネグレクト及び矯正処遇について考えさせる機会となる。
- 2 (i)衣食住の提供、(ii)その子の発達の援助、及び(iii)健康管理親といった、現行法令上の児童養護の基準に一致する形で、新生児に対する親としての責任を果たすべきことの伝達を、出生登録の手続きの中に盛り込む。
- 3 親としての法的責任を十分に把握した成人の場合、及びそうした責任を理解し同意したと確認できた成人の場合、就親認証は自動的に為される。
- 4 産まれてきた子の法定保護者選任についての裁判所への申し立ては、次の場合に必要となる。
 - a) 法令上の未成年者、つまり母親または父親が、子の出生予定時に17歳以下の場合
 - b) 保護者が発達障害または精神疾患を抱えている場合
 - c) 親として不適格と裁定される場合
 - d) 母親または父親が、国の刑務所に収監されている場合
- 5 認証を得る方法
 - a) 妊娠と診断された際、自動的な認証の資格がある者に対しては、親としての責任についての理解と同意を証明する必要があることを知らせる。彼らは、出生登録用紙に署名することで、その理解と同意を宣言できる。
 - b) 妊娠と診断された際、自動的な認証の資格がない者については、児童福祉のワーカーに通告され、そしてペアレントフッド・プランニング・チームがその親及び家族へのカウンセリング提供のために組織される。
 - i) そのカウンセリングの手続きには、当該子どもの法定保護者の候補として資格がある成人の把握や、養子縁組計画についての情報提供が含まれる。
 - ii) 上記 i) に示した法定保護者になることを希望する成人は、その福祉依存的な（本来の）親が保護者としての能力がある、または場合によっては親族養育（Kinship Care）が適用できると裁判所の判断が下されるまでの間の、法定保護者としての権限を裁判所に申請する上でのサポートを受ける。これは、係争に発展しない申し出（uncontested applications）による大まかな法手続きである。その法定保護者は、親としての責任についての理解と同意を証明する。
 - iii) 下記 iv) に示す認証申請が要求され、かつ上記 ii) に示した適格な成人が存在しない場合、任意の後見人が当該子どもの代理人として親権停止と養子縁組計画の適用を求めるために、ペアレントフッド・プランニング・チームにメンバーに任命される。その養子縁組が完了するまでの間は、政府機関が出生証明書上の保護者として記録される。
 - iv) もし青年期の子どもまたは福祉依存的な成人が、出生前ケアを受けることなしに出産した場合、病院から児童福祉機関への照会が為される。このような医療ネグレクトは、親権停止措置と養子縁組計画適用の、推定的な根拠となる。その養子縁組が完了するまでの間は、政府機関が出生証明書上の保護者として記録される。

終わりに

以上、本稿では、ウェストマンによる「親のライセンス化」の代替策を分析した。これまで見てきたようにウェストマンは、2009年の著書において、青年期就親の防止が引いては児童虐待の未然防止に繋がることを述べた訳であるが、実のところその含意するところは極めて示唆的である。とりわけ、性教育や性保健サービス提供等による青年期妊娠・出産の予防的アプローチは、今後の教育（学校教育）の果たすべき重要な役割を指摘するものであろう。

と言うのも、一般に学校とは、眼前の（現世代の）子ども達が、次世代の大人になるための教育ないし諸条件整備の場として見なされている。これに対して、この青年期妊娠・出産の予防的アプローチとは、さらにその次の世代の、いまだ生まれざる子どもが適格性を有する親を獲得できるよう、現在の子どもに必要な教育を施すことを意味しているのである。換言すれば学校とは、現世代の子どもに対し、ウェストマンの言うところの「適格性を有する親になる権利」（right to be competent parent）を保障するとともに、次世代の子どもに対して、「適格性を有する親を得る権利」（right to have competent parent）を保障する役割をも有していると捉えられよう⁽²⁶⁾。尚、こうしたウェストマンの理論は、更に2013年の著書『親の力』（Parent Power）⁽²⁷⁾において、よりいっそう強化・刷新されることになる。今回はこの著書の分析までは取り組むことができなかったため、今後の課題としたい。

注

- (1) Hugh LaFollette, "Licensing Parents", in *Philosophy and Public Affairs*, 9:2, 1980, pp.182-97. 尚このラフォレットの論稿に関しては、拙稿「H.ラフォレットの『親のライセンス化』論—児童虐待と親の教育権規制を巡る一議論として」論の検討から」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊』19:1, 2011, pp.115-124を参照。
- (2) Jack C. Westman, *Licensing Parents: Can We Prevent Child Abuse and Neglect?*, Insight Books, 1994.
- (3) 拙稿「『親のライセンス化』の代替策の検討(1)—H.ラフォレットの理論変遷の分析から」『鹿児島国際大学福祉社会学部論集』33:1, 2014, pp.1-9.
- (4) Hugh LaFollette, "Licensing Parents Revisited", in *Journal of Applied Philosophy*, 27:4, 2010, pp.327-343.
- (5) Jack C. Westman, *Breaking the Adolescent Parent Cycle: Valuing Fatherhood and Motherhood*, University Press of America, 2009.
- (6) Jack C. Westman, "The Rationale and Feasibility of Licensing Parents", in *Society*, 34:1, 1996, pp.46-52.
- (7) Jack C. Westman, 1994, op., cit., p.244.
- (8) ラフォレットは、「親のライセンス化」を提唱した1980年論文の時点で、この親ライセンス取得者への税制優遇措置について言及をしている（C.f. Hugh LaFollette, 1980, op., cit., p.195）。
- (9) Jack C. Westman, 1994, op., cit., p.244.
- (10) Ibid., p.244.
- (11) C.f. ibid., pp.244-245.
- (12) Ibid., p.245.
- (13) Jack C. Westman, 1996, op., cit., p.52.
- (14) Jack C. Westman, 2009, op., cit., p.vii.
- (15) Ibid., p.xv.
- (16) Ibid., pp.xiv-xv.
- (17) Ibid., p.3.
- (18) C.f. ibid., p.18.
- (19) C.f. ibid., p.19.
- (20) C.f. ibid., p.xiv.
- (21) 詳細については、The National Campaign to Prevent Teen and Unplanned Pregnancyホームページ（<http://www.thenationalcampaign.org/>、最終確認2014年7月31日）を参照。
- (22) SBHCについては、拙稿「アメリカにおける学校拠点型保健センター（SBHC）—その発展と現在」『アメリカ教育学会紀要』24, 2013, pp.3-15を参照。
- (23) C.f. School-Based Health Alliance, "2010-2011 Census Report of School-Based Health Centers", 2013, p.12.
- (24) Jack C. Westman, 2009, op., cit., p.347.
- (25) C.f. ibid., pp.363-379.
- (26) C.f. ibid., p.79.
- (27) Jack C. Westman, *Parent Power: The Key to America's Prosperity*, Create Space Independent Publishing Platform, 2013.

Alternative Theories of Licensing Parents (2) :

Analysis of the Claim of Adolescent Parenthood Prevention of Jack C. Westman

Naoto CHOSA

The theory of licensing parents aims to exclude incompetent parents from childrearing and to give every child appropriate protection and nurture of competent parents to every child, by requiring all parents to be licensed before having children. After American ethicist Hugh LaFollette proposed the claim in 1980, the active arguments of the pros and cons have been developed in the United States.

However, it is probably appropriate to remain his assertion as thought experiment level because it is extremely unrealistic. Therefore we have to seek alternatives of licensing parents, which can put less restriction on parental rights and also can protect from child abuse in advance.

So in this paper, I analyze American child psychiatrist Jack C. Westman's claim of preventing adolescent parenthood. His claim is different from Hugh LaFollette's which I formerly analyzed, and it is characteristic that he is trying to abandon the idea of licensing parents practically.

Key Words: licensing parents, parental rights, protection from child abuse, Jack C. Westman